

個人情報保護審議会（第66回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年3月29日(月)午後5時から午後7時45分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館 7階「寿」

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
上羽 慶市	伊藤 潤子	齋藤 修

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(健康生活部生活企画局課長(健康ひょうご推進担当))

課長	小前 裕一	課長補佐	住本 昌彦
----	-------	------	-------

事務吏員 岡本 昌

(県民政策部県民文化局生活創造課)

主幹兼生涯学習研究係長	北村 悅伸	主査	西谷 美貴
-------------	-------	----	-------

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15-6号案件(センシティブ情報の収集の制限の例外について)

【食の健康調査の件について】

(2) 諮問受付番号15-7号案件(オンライン結合による提供の制限の例外について)

【兵庫県生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターネットキャンパス」の件について】

6 議事の要旨

調査審議事項

(1) 諮問受付番号15-6号案件(センシティブ情報の収集の制限の例外について)

委 員： 実施機関(健康生活部生活企画局課長(健康ひょうご推進担当))

より説明していただく。

健康生活部生活企画局課長（健康ひょうご推進担当） 着席

健康生活部生活企画局課長（健康ひょうご推進担当）の職員から説明が行われた。

委 員： 説明について、ご質問・意見を伺いたい。

委 員： 消防学校で調査を行うことになっているが、消防学校の設置者、対象となる生徒について、確認させていただきたい。

課長（健康ひょうご推進担当）： 設置は、県である。生徒は、各市町で採用された研修生である。

委 員： それでは、調査依頼を断りにくい環境にあるのではないか。

課長（健康ひょうご推進担当）： 同意を得る説明会で、参加が自由であり、不参加や辞退により、不利益になることがないことを明らかにしている。

委 員： 参加者が最大100名であるが、データのサンプルとしては、十分なのか。

課長（健康ひょうご推進担当）： 十分と考えている。食事をコントロールできる条件が満たされていれば、30名程度のサンプルでもよいと専門家に確認している。

委 員： 生徒の年齢は何歳くらいか。また、今回の対象となる男性・女性の人数も教えていただきたい。

課長（健康ひょうご推進担当）： 18歳から27歳くらいと聞いている。今回は、95名が男性で5名が女性である。

委 員： また、コレステロールや血圧のデータにおいて、男性と女性の間に一般的に差異があるのか。

課長（健康ひょうご推進担当）： 大豆の中のイソフラボンは、女性ホルモンと類似の働きをする。データとしては、女性の方が更年期前までは、心筋梗塞で亡くなる割合が少ない。女性が少ないため、十分に検証できたかいいきれないと部分があるかもしれないが、若い女性の大ささが減少していることから、調査を行いたい。

委 員： 次の4点について伺いたい。調査後は、個人情報の返還の求めについてはどのような対応を考えているのか、消防学校はデータに関与しないということでよいか、第三者へ提供する際は、既往症等も含めたデータの提供であるのか、個人情報取扱特記第9（資料等の返還等）に「甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。」とあるが、別の指示の例とはどのようなものか。

課長（健康ひょうご推進担当）： であるが、返還についても可能である。であるが、消防学校が、データに関与することはない。問診の情報については提供しない予定である。

事務局： であるが、原則は県に返還するが、委託先が特別に電算システムを組んで返還が容易でない場合に適正な保管等の措置を命じること等を想定したものである。今回の調査は、収集した個人情報を契約完了後、県に直ちに返還することになっている。

委 員： 消防学校には、問診票等の情報が提供されないという理解でよい

か。

課長(健康ひょうご推進担当)：はい。また、参加の有無も把握しない。

委 員：調査後のデータの返還（削除）であるが、個々にデータの返還の求めがあった場合対応できないと思う。やはり、データの返還は、調査の終了前までとし、同意を得るときに説明を行っておく必要がある。

委 員：第三者へのデータ提供について、どの程度のものをイメージしているのか。名前をAと置き換える程度か、それとも数量化されたデータなのか。

課長(健康ひょうご推進担当)：数量化したデータの提供を考えている。

委 員：報告書も数量化したデータになると思うが、報告書に載せない分析、データの取り扱いをどのようにするのか。研究者等への提供方法や、提供する情報をどのように保有しておくのか等について、県として取り扱いを決めておくべきである。

委 員：データを加工して、提供することはあるのか。

課長(健康ひょうご推進担当)：提供する場合には、個人を特定できない形での提供を考えている。

委 員：100名くらいであれば、年齢、性別等を組み合わせれば個人を特定することができる。個人を特定できないとは、単に個人にIDをつけることで名前をわからないようにするという意味でない。年齢、性別等からも特定できないという理解である。

課長(健康ひょうご推進担当)：はい。

委 員：年齢、性別等の情報を落とした情報を提供した場合、データの有用性が低下するおそれがある。その意味では、年齢、性別等の情報を提供するのであれば、本人に同意を得る際に説明しておく必要があると思う。

委 員：国との関係、補助金について説明していただきたい。

課長(健康ひょうご推進担当)：補助金は、先駆的、モデル的な事業に対する補助金（地域保健推進特別事業費）であり、国からの委託調査ではない。国には、報告書を提出することとなっており、個人を識別できるデータの提供は行わない。

委 員：公益性のためにデータを国に提供しなければならないというような契約にはなっていないか。第三者に提供しなくてもよいのか。

課長(健康ひょうご推進担当)：提供しなくともよい契約内容である。

委 員：同意をしない人については、どのような食事の対応をとるのか。

課長(健康ひょうご推進担当)：基本的には、大豆を中心とした食事を考えているが、そうではない食事も選択できるよう配慮している。大豆アレルギーの方へは、特別な配慮を行う予定である。

委 員：同意の説明の際には、調査に協力すること、自己の身体に関する情報を提供することになることについて適切に説明する必要がある。また、調査を断ってもよいことの説明を行う必要がある。

第三者への提供については、調査を活用することの必要性を、当審議会として認めるところであるが、個人を特定できない形、カテゴリー別、割合等数量化した統計データでの提供が原則である。研究機関等で名前を ID 化した上で、性別、年齢の入った詳細な個人データが必要であるならば、改めて必要性等について慎重な取り扱いを検討するか、もしくは当審議会に相談をいただきたい。今回の了承には、入っていないと考えている。

委 員： 調査において収集した個人情報は、財団職員（作業従事者）が入力することになっている。作業従事者は、同意の説明資料に記載されている 1 人だけなのか。

課長（健康ひょうご推進担当）： 現在、氏名がわかっている者が 1 人で、あと 1 人加わる予定である。

委 員： では、作業自体は、健康財団の職員 2~3 人で作業を行うということか。

課長（健康ひょうご推進担当）： はい。

委 員： 別紙 3 の 7 に「個人を識別できない形で」という記載があるが、調査を行うものと調査参加者の間の理解が一致するように説明を行っていただきたい。

委 員： 問診票は、専門家が作成したのか。

課長（健康ひょうご推進担当）： 問診票は、健康財団との相談の上、過去の大豆関係の調査の問診票を参考にして、作成した。

委 員： 問診票の項目については、調査の目的を達成する上で、必要最小限のものとしていただきたい。

また、単に個人の名前を ID 化するだけでなく、年齢、性別等からも個人が識別できない数量化した統計データの提供とすることを説明した上で、同意を得ることが必要である。

課長（健康ひょうご推進担当）： はい。そのように致します。

健康生活部生活企画局課長（健康ひょうご推進担当）職員 退席

委 員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。何か意見はないか。

委 員： 返還から削除とした方が明確になると思う。

委 員： 議論を踏まえ、個人情報の保護措置として、「(4) 調査結果を研究機関等の第三者へ提供するにあたっては、この調査の趣旨、目的の範囲内で使用することを条件とし、統計的処理をされた形でのみ提供することとしていること。」を加えては、いかがか。

委 員： 異議なし。

委 員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委 員： 異議なし。

(2) 詮問受付番号 15 - 7 号案件（オンライン結合による提供の制限の例外につ

いて)

委 員： 実施機関（県民政策部県民文化局生活創造課）より説明していた
だく。

県民政策部県民文化局生活創造課 着席

県民政策部県民文化局生活創造課の職員から説明が行われた。

委 員： 説明について、ご質問・意見を伺いたい。

委 員： ひょうごインターネットキャンパス利用規約、マイページ利用規約、学
びの達人クラブ交流サロン（掲示板）利用規約には、ひょうごイン
ターキャンパスからアクセスできるのか。

生活創造課： 追加資料ひょうごインターネットキャンパスのイメージのとおり、利用
規約にアクセスできる。また、学習相談の利用規約については、利
用規約に同意しないと、学習相談ができないシステムを予定してい
る。

委 員： ひょうごインターネットキャンパス利用規約は、プライバシーポリシー
を含有するもので、この他にも、各コーナーにも利用規約がある。
ひょうごインターネットキャンパスにおいて、プライバシーの保護、個人
情報の保護についての仕組みを示している上、利用しやすいアクセ
ス環境になっているという理解でよいか。

生活創造課： そうである。

委 員： ひょうごインターネットキャンパス利用規約を受けて新たにプライバシ
ー ポリシーを作成した方がいいのか、ひょうごインターネットキャンパス
利用規約を踏まえて、各コーナーの利用規約の中で明記していくの
かについて気になった。

生活創造課： プライバシーポリシーをわかりやすくするために、個人情報、プラ
イバシーの部分だけを整理するのも 1 つの方法と考えた。

委 員： 利用者との関係においては、利用規約を十分に理解していただく
ことも重要である気がする。利用規約の中で個人情報保護について、
措置を講じていることを明らかにしておかなければならない。

委 員： 学びの達人クラブ交流サロン、生涯学習ライブラリーについては、
実施機関で内容の確認をした上で、掲載するという理解でよいか。

生活創造課： はい。生涯学習ライブラリーでは、情報提供者はインターネット
上から書き込みができるので、フロッピーディスクまたは、CD
- R で送付されてきたものの内容の確認を事務局で行い、掲載する。
交流サロンは、インターネット上から発信できるが、事務局で一度
確認したうえ、掲載する。

委 員： ひょうごインターネットキャンパスは、利用者から、県が情報を
発信していると受け取られるので、十分な内容の確認が必要だと思
う。

生活創造課： 交流サロンの掲示板は、800 字程度の記載で、意見表明的なも
のを想定している。

委 員： e-mail による学習相談は、誰が回答するのか。

生活創造課： インターキャンパスで書き込んだ内容は、一度事務局に送られてくる。事務局では、その内容を見て、相談者の名前、e-mail アドレスを削除した上で、回答するのに相応しい公的機関、専門家に転送する。転送先から回答を事務局が受け取り、それを質問者に回答する流れになる。

委 員： 回答者はどこから選定するのか。

生活創造課： 回答者は、参画機関及びボランティアの方になる。

委 員： 個人情報に関わる相談があった場合の対応について、どのように考えているのか。

生活創造課： 県の機関で回答する予定である。また、学習相談の範疇を超える相談については、相談するのに相応しい機関の紹介にとどめる予定である。

委 員： e-mail による学習相談は、実施機関がメールを受け付ける。学習相談と判断した場合には、参画機関、ボランティアの方に、個人識別性のない形で転送し、回答は、質問者に個別に返す。また、学習相談ではないが、対応する必要があると思う場合には、県の関係部局に情報提供する場合がある。

そして、同内容の質問が増えてくると、一般の方がみることができるQ & Aを作成することがあるという理解でよいか。

生活創造課： はい。

委 員： e-mail による学習相談についても利用規約を作成するのか。

生活創造課： 作成する。行政相談、身上相談等学習相談以外のものを受け付けないことを利用規約に明記する。

相談窓口リンク集を設け、学習相談以外の相談窓口の案内を行い、それらについても適切な対応をする予定である。

委 員： 相談については、事務局を通して、相談者の個人識別性をなくした形で、回答者と個別の対応になるということでよいか。

生活創造課： はい。

委 員： 資料P3の講師情報についてであるが、学習講師団という名簿が、ホームページに掲載する情報の元になるのか。

生活創造課： はい。それ以外の学習のボランティアについては、現在も発信中である。

委 員： 生涯学習ライブラリーの情報発信について、講師等は、発信する情報を確認することができるのか。

生活創造課： 情報を発信する前に、講師に確認してもらい、了解を得て発信することになる。

委 員： マイページについて説明していただきたい。

生活創造課： 生涯学習においては、学習者が学習成果を蓄積することが1つのテーマとなっている。紙ベースで、自分の受講した講座を記録して

いくものはあるが、それをインターネット上で、記録するのがマイページである。

また、スケジュールについても記録できるようにする予定である。なお、ＩＤとパスワードを設定しているため、アクセスできるのは、本人のみである。

委 員： 講師情報についてであるが、404の参画機関と共有するのか。

生活創造課： そうである。

委 員： 404の機関から講師情報の提供を受けることもあるのか。

生活創造課： はい。

委 員： 「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」に即した個人情報の保護対策について、参画機関が取り組む旨の確認はどのようにおこなうのか。

生活創造課： 参画申込書の中に同意する項目を設けて、同意しない限り参画機関になれない措置を講じている。

委 員： ＩＤ、パスワードを各機関に渡す予定とのことであるが、担当者は決まっているのか。

生活創造課： 各機関に1つのＩＤ、パスワードを渡す予定である。

委 員： 全国の自治体の状況について教えていただきたい。

生活創造課： 生涯学習ライブラリー、学習相談等は、多くの自治体において進められている。また、講師情報についても掲載されてきている状況にある。

委 員： 参画機関のみが閲覧できる専用のページを設けている自治体は多いのか。

生活創造課： 参画機関専用のページを設けている団体は少ない。

委 員： 今回は、リスト形式なのか。

生活創造課： リストの形式ではない。環境、科学、防災等各分野から講師を検索できるシステムである。その講師の所属機関、活動可能日等の情報が掲載される。また、各講師から学習講座を検索できるシステムも作成予定である。

委 員： 分類は、講師からの申告によるものか。

生活創造課： はい。

委 員： 講師情報として掲載することについても、同意を得るのか。

生活創造課： はい。

委 員： 整理すると、講師情報については、検索システムであり、該当すれば氏名、所属機関等が出てくる。このことについて本人から同意を得る。場合によっては、紙ベースで掲載することのみの同意もありうる。404の機関で共有することについても、説明の上で、同意を得るということでしょうか。

生活創造課： はい。

県民生活部県民文化局生活創造課職員 退席

- 委 員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。何か意見はないか。
- 委 員： 適当と認められる理由等であるが、「ひょうごインターキャンパスにおける情報提供が有用であり、かつ個人情報の保護措置が適正に行われていることから、オンライン結合による提供の制限の例外を認めているところですが、このたびのシステム変更に伴う新たな個人情報の取り扱いも次のとおり適当であると認められます。」という表現にしてはどうか。
- 委 員： 異議なし。
- 委 員： 文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。
- 委 員： 異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第66回）資料